

氏 名	キム 金	リョ 麗	シル 實
学位(専攻分野)	博 士 (人間・環境学)		
学 位 記 番 号	人 博 第 332 号		
学位授与の日付	平成 18 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研究科・専攻	人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 共 生 文 明 学 専 攻		
学位論文題目	映画と国家 ——韓国映画史(1897-1945)の再考		

論文調査委員 (主 査)
教 授 丸橋良雄 教 授 田邊玲子 助教授 水野眞理 教 授 水野直樹

論 文 内 容 の 要 旨

本学位申請論文は、韓国映画史研究の立場から、朝鮮における映画の草創期から第二次世界大戦終戦まで(1897-1945)の映画を論じたものである。この時代にはおよそ180本の映画が制作されたが、長い間、わずか3本しかフィルムが現存しないと考えられていた。しかもその3本は、いずれも日本語による日朝合作宣伝映画であるため、韓国映画のカテゴリーに入れるには無理があり、これまで本格的な研究は行われてこなかった。ところが、2005年になって戦前に制作された映画4本が新たに「中国電影資料館」で発見され、この時期の韓国映画の実証的研究がある程度可能になった。しかし、この発見の結果、従来の韓国映画史研究が持つ問題点が明らかになった。即ち、親日か抗日かという単純な二分法に基づく記述がはらむ問題や、曖昧な記憶や憶測に基づいて書かれた叙述上の不正確さが露呈した。そうした状況に鑑み、本論文は、既存の韓国映画史のパラダイムを再考して、韓国映画史を客観的に見直し、更に今回発見された映画を詳細に分析検討した上で、従来から知られていた合作宣伝映画も併せた、現存する7本の映画を韓国映画史上に新たに位置づけようとするものである。

本研究は、既存の映画史のごとく映画を編年体的に記すのではない。個々の作品を綿密に分析した上で、その映画が制作された時代のイデオロギー、テクノロジー、政治的・経済的・社会的・文化的なコンテキスト全体を浮き彫りにすることにより、そうしたコンテキストの中に現存する映画を位置づけて再評価し、新たな映画史を書くことを目的とするものである。そのために、当時の新聞、雑誌などの文献、映画人の回顧録など二次資料のみならず、当時の韓国映画と密接な関係を持っていた外国映画をも検証し、韓国映画が日本映画、満映映画、台湾映画と比べ、いかなる特徴と独自性を持っていたかということにも言及する。

本論文は、上述したような研究対象および先行研究の紹介と批判、ならびに本論文の研究方法を詳述する「はじめに」、映画史及び映画作品分析にあてられる全5章、そして全体のまとめと今後の課題を述べた「おわりに」から構成される。

第1章では、映画がいかなるルートで朝鮮に伝来し、日常の文化として定着して行ったかを詳しく述べる。特に、朝鮮の近代劇場における特殊なシステムが観客の分離とナショナル・シネマの認識に及ぼした影響と、日本から輸入された連鎖劇が民間映画の誕生につながった経緯を明らかにする。一方、同じ時期の朝鮮総督府による官製映画が、近代化プロジェクトの一環であったことを検証し、新しい国家や国民を表象するために、記録性と宣伝性を併せ持つジャンルとしてのドキュメンタリーが、とりわけ重要な役割を担ったことを論証する。

第2章では、植民地期のナショナル・シネマの成立について考察する。この時期の朝鮮総督府の映画政策と検閲の問題を取り上げて、当時の民間映画が検閲にどう立ち向かい、民族映画としていかに形成されていったかということを詳細に分析する。一例として、「抗日民族映画」と目される『アリラン』を取り上げて、無声映画期の民間映画が監督とシナリオライターの創作物であると同時に、弁士と観客のコミュニケーションによって暗黙のうちに新たな意味が与えられ、相反する解釈を可能にする極めて曖昧な作品であったと主張する。

第3章では、1930年代後半になって急速にトーキー化が進んだが、新しいテクノロジーの導入がいかなる葛藤を生んだか

に注目して、2005年に発見された日朝合作宣伝映画『軍用列車』、『魚火』を取り上げている。そこに見られるメロドラマの破綻と完結に、国家主義とテクノロジーがいかなる影響を与えたかを、綿密な作品分析を通じて明らかにする。

第4章では、映画は戦争プロパガンダの道具であれと宣言した朝鮮映画令以降、朝鮮総督府による映画統制の実態とそれが映画メディアにもたらした影響を、朝鮮映画制作会社が発足する前に民間映画会社が作った3本の親日映画を取り上げて詳細な分析をほどこす。更に、そこに表象された戦争動員イデオロギーを検証し、映画メディアによる戦争プロパガンダの注入の実態についても論述する。

第5章では、日朝合作宣伝映画『望楼の決死隊』、『若き姿』、『愛と誓い』を取り上げて、家族主義高揚という視点から分析する。朝鮮総督府のバックアップで制作されたこれらの国策映画が、同化による動員を図るために家族主義を高揚しているものの、同一視の幻想の中で奇妙な裂け目を持っていることを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、2005年に発見された映画も含めて、現存する7本の映画を韓国映画史上に新たに位置づけることに主眼を置いて、既存の韓国映画史のパラダイムを再考した実証的研究である。その研究方法として、個々の映画を綿密に分析することにより、作品が作られた当時のイデオロギー、テクノロジー、政治的・経済的・社会的・文化的なコンテキスト全体を浮き彫りにし、映画史を再考し記述する。更に、映画作品の分析に当っては、映画学以外の学問的成果も踏まえ、朝鮮総督府の映画政策や資本等、制作者側の問題まで視野に入れて論証しており、論文としてスケールの大きい労作である。

本学位申請者が先行研究として最初に第1に注目したのは『韓国映画側面秘史』（1962年）であり、この映画史から本論文執筆の着想を得たと述べている。この映画史は、当時の映画の貴重な証言として認められているが、最後の章はわずか20頁という短さであり、著者自身が意識的に親日映画に対する記述を大幅に縮小していると、申請者は指摘する。第2に申請者が取り上げたのは『韓国映画全史』（2002年）である。この映画史は膨大な資料を駆使して、韓国映画を徹底的に考証した文字通り韓国映画の全史であるが、問題点があることを指摘する。即ち、「弾圧と統制の絶頂期」という章では、朝鮮総督府による映画を韓国映画史に加えるかどうかの問題も含めて、親日映画に対する記述を意識的に避けていると主張する。第3に取り上げた映画史は『韓国映画発達史』（1980年）である。ここでも、日本映画の影響を否定して、欧米映画の発達との関連で、史実を排除して映画史を記述していると批判する。

申請者は、戦後韓国で出版された代表的な映画史を克明に読み解き、ある程度評価しながらも、共通点として、いずれの映画史も韓国の国家映画の枠組みで包括しているところに、欠点が認められると指摘している。このように申請者の論文は先行研究の問題点を認識して、不備や欠陥を補うべく新たに発見された映画も実証的な研究対象として意欲的に取り上げて、独自のアプローチにより既存の映画史を再考したところに、論文としての意義が認められる。

とりわけ優れた点を述べると以下の3点である。それらの要諦を論じた論文は、いずれもすでに関係学会で高く評価され学会誌に掲載された。

1. 民族映画の形成と『アリラン』との関連を、特に無声映画期における映画の能動的生産者であった弁士の言動に注目して検証している。そのような弁士の介入により、映画を受容する側の観客に相反する解釈を可能にするようになったことを論証している点と、『アリラン』が抗日映画か否かという従来から問題にされてきた視点からではなく、『アリラン』がナショナル・シネマとして成立するようになった経緯に注目して、綿密な分析に基づいて論じている点に、論文としての斬新さが認められる。

2. フィルムもシナリオも消失した『福地万里』を二次資料を援用することにより、朝鮮総督府による映画統制の実態とそれが映画メディアに与えた影響を詳細に述べている。また、既存の映画史研究では、この作品は親日映画かリアリズム映画かと議論が分かれて結論は出ていないが、本学位申請者は視点を变えて、『福地万里』における満州に対するイメージの変遷を検証し、朝鮮人にとっての満州という記号を解読した部分は圧巻であり、それによりこの映画の本質に迫っている。

3. 日朝合作宣伝映画である『望楼の決死隊』、『若き姿』、『愛と誓い』を、特にそこに見られる家族主義の描写法における微妙な差異に注目して分析するという視点はユニークであり、次のように結論づける。『望楼の決死隊』では、一見すると異民族が協和して暮らしているように見えるが、日本人を頂点とする民族のヒエラルキーが看取できる。『若き姿』は内鮮

一体と徴兵制の矛盾を露呈した作品である。『愛と誓い』では、愛と誓いが意味するものの実体は肉親の愛ではなく、国恩に報いるという誓いを暗にメッセージとして観客に伝えている。

以上のように、本学位申請論文は先行研究を十分踏まえた上で不備な点を補うべく、綿密な作品分析は言うまでもなく、二次資料を幅広く渉猟し新たな視点で映画史を再考した、韓国映画学界でも注目されている大変意義のある研究である。また、本学位申請論文は、文明相互の共生を可能にする方策の研究をめざして創設された共生文明学専攻歴史文化社会論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年1月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。